

# 四街道市第10回農業委員会議事録

平成31年1月11日（金）

## 第10回農業委員会総会会議次第

日時： 平成31年 1月11日  
午後 2時00分より  
場所： 福祉センター3階第一会議室

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

12番 井岡 信夫 委員

14番 細野 裕樹 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第4条による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条による許可申請について  
議案第3号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて  
報告第4号 農地の転用事実に関する照会に係る回答について  
報告第5号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 松戸芳子	2番 小金井貞夫
3番 林田静治	5番 橋本豊
6番 永野久雄	9番 岡田英明
10番 江原清	11番 中村永治
12番 井岡信夫	13番 船津守
14番 細野裕樹	15番 中村礼奈

欠席委員（1名）議席順

8番 福田泰敏

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

# 平成30年度第10回定例農業委員会総会議事録

日時：平成31年1月11日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（船津会長） それでは平成30年度第10回定例農業委員会総会を開会致します。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長（船津会長） 本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。なお、福田委員はお休みです。

次に本日の議事録署名委員は12番の井岡委員、14番の細野委員にお願いします。

なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

## 3. 議 事

○議 長 それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について整理番号1項について、ご説明致します。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、土地所有者が自ら転用を伴い、2階建ての長屋住宅2棟（計16戸）の建築を行うものです。

建築面積は、482.92平方メートルです。

周辺への被害防除ですが、周囲に、2～3段のブロックを積み、隣地への土砂流出を防ぐこととしています。

資金については全額融資資金で賄うこととし、金融機関の融資証明書により確認しています。また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外となります。開発許可については受付済みとなっております。

位置につきましては、12ページ、13ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○議 長 議案第1号につきましては、去る1月4日に第3班による事前調査会が行なわれております。班長の井岡委員さん、説明をお願いします。

○井岡班長 1月4日、事前調査会を第3班と地元委員、会長及び事務局で行いました。申請人、申請地、登記地目、現況、面積等はただ今の事務局の説明の通りです。詳細については地元委員にお願い致します。よろしくどうぞ。

○議 長 それでは地区担当は私ですので説明させていただきます。なお、事務局、班長さんの発言と重なるところがありますけれども、ご容赦下さい。

申請人、地番、面積、地目等については、班長さん、事務局の説明の通りです。

申請人の職業は自営業で、先ほど事務局が言ったように長屋住宅2棟、計16所帯と駐車場及び駐輪場を計画しております。申請地は現在まで申請人の兄弟が自家用消費の野菜を作る土地として耕作されています。申請地の西側と東側は申請人所有の農地で、北側は隣接所有者の住居、南側は東関道の北側の道路に接しており、道路より1mほど申請地は下がっており、下がった位置に排水溝もU字溝もございます。

敷地周囲はブロック2～3段積みでメッシュフェンス、隣接地への雨水の流出を防ぎ、出入り口には側溝を新設し、雨水の流出を防ぐように施工。建物周囲の雨水は雨水浸透槽に接続して浸透処理、上水は市営水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理し既存施設に放流するという予定です。

あとは側道のU字溝が、現在ですと泥で埋まっておりますが、着手時にその事業者が清掃しU字溝は流れるようにするというものでした。

以上です。

○議 長 ただ今議案第1号につきまして、事務局及び班長さん並びに地区担当の私の方から説明がありましたが、それについて質問はございませんか。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 説明の中で北側隣接地に農道があったように思いますが、あれは赤道ですか、それとも両方が出し合った土地ですか。

○議 長 ほぼ隣接者の敷地内です。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 隣接者のものですか。

○議 長 そうです。事前調査会の時に畑の真ん中あたりに立てるのか聞いたところ連坦でそれ以上端に寄せることは出来ない。そうすると今回の案件で畑が切れて、隣接の農地はどうするんですかと聞いたんですけれども、今の状態で使っていきます。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 上水については側道ですか。

○議 長 そうです。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 そこを底上げして浄化槽か何か。

○議 長 スロープを下がったところの新設のU字溝を使って処理する。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 手前にあったやつは地下水ですか。

○議 長 あれは隣接者のやつで、あれは多分畑灌漑用水を使用している。

○議 長 他に質問ございませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。  
議案第1号を許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号については、可決致します。

○議 長 次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 2 ページをお開き下さい。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

申請地は、大日の畑で、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、自己所有の農地を、自らが代表を務める農業法人に転用を伴う使用貸借権の設定をするものであり、444 m<sup>2</sup>の土地に農業用専用倉庫、平屋建て 238.49 m<sup>2</sup>の建築を行うものです。

今回の申請は、この計画地の隣地に既存の農業用倉庫がありますが、手狭となったため、新たに建築を予定したものです。

周辺への被害防除ですが、敷地境界にブロックを設置し、雨水及び土砂等の流出を防止することとしています。

資金につきましては、全額融資資金で賄うこととし金融機関の融資証明書により確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。また、開発行為は受付済となっております。

なお、関連する報告が、本日の協議報告第 3 号にあがっています。

位置につきましては、12 ページ及び 14 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上となります。

○議 長 議案第 2 号も、去る 1 月 4 日に事前調査会が行なわれております。班長の井岡委員さん、説明をお願いします。

○井岡班長 この案件も去る 1 月 4 日に 3 班及び地元委員、会長並びに事務局等で調査を行いました。譲渡人、譲受人、申請地、登記地目、現況、面積等は、ただ今の事務局の説明の通りです。詳しいことは地区担当委員にお願いします。以上です。

○議 長 それでは続けて地区担当の細野委員さん、説明をお願いします。

○細野委員 地元担当の細野です。場所でございますが、四街道駅を背にして県道上志津線を志津方面に直進し東関道を超えます。そこは信号のある交差点でございます、それを直進斜

めに行きますと、今度はコンビニの斜向かいに富士見ヶ丘公民館の信号が出てきます。そこを左に曲がっていただきますと、左手に老人ホームが見えます。それを直進で戻る格好になるんですけども、そこに外国の方の車置き場があるのですが、そこを右に入っていただくと、中央牧草という会社がありまして、場所はそちらになります。

ここは、この場所で昔から牧草センターとして営業されている方の申請です。譲渡人、譲受人とも同一の方でございます。物件的には市道から旗竿状に持って行って、その奥に農業用倉庫を建てるといった申請の内容になっております。

9ページでございますが、協議報告第3号にある通り会社の事情により農業用倉庫が必要となったため、要するに、自分のところで売っている牧草をその置き場が足りなくなったという事情だそうでございます。説明につきましては以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長 議案第2号について、事務局及び班長さん、並びに地区担当の細野委員さんから説明がありましたが、質問はありませんか。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 牧草用倉庫、これは既存倉庫と一体的に使うことは出来ないんですか。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 そうですね。牧草を作っている土地ですので、相当広いというイメージをもっていたらと思うのですが、既存の倉庫が足りなくてその隣に畑がある。

我々が現地に行ったときは、作業員が7、8人でしょうか、そこで牧草を籠につめる作業をやっていましたけれども、確かに倉庫として使っていました。

○議 長 他に質問ありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第2号を許可相当として県に進達することに、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)



○議 長 全員賛成ですので、議案第2号については可決致します。

○議 長 次に議案第3号平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

4ページをお開き下さい。

平成30年度第10次農用地利用集積計画（案）です。

今回は、1件となります。

番号1については、田で、面積 2筆 計1508㎡、経営面積の拡大に伴うものです。利用権は賃貸借で、終期は平成34年2月末日となります。

5ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容の詳細については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議 長 ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号については、可決致します。

○議 長 次に協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は1件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号について、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号農地法第5条第1項第6号による農地転用届け出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から、8ページの6項まで、合わせて6件ですが、いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて、駐車場2件、専用住宅4件に転用するという届出です。

なお、整理番号1項と2項は、隣接地であり、実質的には一体の駐車場となります。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第2号について事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第3号農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて

さきほどの議案第2号の関連となります。

対象地は大日の畑444㎡で、平成26年に息子さんの農家住宅を建築するためとして農地転用の許可を受けたところですが、譲渡人の経営する会社の事情で農業用倉庫が必要となったため、許可処分の取消しがなされたものです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第3号について説明がありましたが、質問はありませんか。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 さきの第2号議案のところですが、農家住宅ですか、4年も経っている経緯を説明下さい。

○事務局 確かに、この経過は今回のこの2号議案が上がったことにより、この土地についての転用許可、息子さんの住宅を許可していますよねと、そういう窓口での発言は当然あります。そういう中で本来であれば事務局また地区担当委員とそちらについて3カ月もしくは許可してから6カ月とかでどうなっているのかという確認は必要かもしれません。必要とは思いますが、その辺については譲渡人の息子さんの住宅の許可後、完了するまでの経過についてはフォローしていませんでした。今後、地区担当委員と許可したものについて完了するまでフォローしていく必要があると思います。

以上です。

○議 長 今回のこの案件に限らず地元委員を含めて進捗状況を見ていくのが普通なんです、それぞれ事前調査会、総会等で工事等の説明はしていてもどうしても途中で出てくることもありますので、そういうところも指摘、確認するためにも一体となってみていく必要があると思います。

よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○議 長 他に質問ありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は、終了致します。

○議 長 続けて協議報告第4号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分についてについて事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

千葉地方法務局より、農地の転用事実に関する照会があったので、平成30年12月3日岡田委員と事務局で、現地調査したところ、平成10年頃から耕作されておらず、背丈以上の樹木が生い茂り、再び農地に回復させることは極めて困難であることから、非農地で報告致しました。

説明は以上です。

○議長 協議報告第4号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第4号は、終了致します。

○議長 続けて、協議報告第5号農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第5号農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について

農地法第4条許可に伴う工事の完了報告書が1件提出されましたので、ご報告致します。

整理番号1項、太陽光発電施設への転用について、本年1月4日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です

○議長 協議報告第5号について、説明がありましたが、質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第5号は、終了致します。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了致します。

#### 4. その他

○議長 続けてその他ということで、事務局の方から何かありますか。

○事務局 今の段階ではありません。

○議長 委員の皆さんの方から何かありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは来月の予定について。本日の会議次第の裏面をご覧ください。事前調査会が2月1日 9時より第1班になります。

また、総会は、1週間後の2月8日 午後2時、場所は福祉センター3階第1会議室です。この部屋で行います。

農地相談日は、2月1日を予定しておりますので、担当の農業委員さんには事務局から連絡がありましたらよろしく申し上げます。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で本日の会議を終了します。

閉会午後2時39分